

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和7年7月30日病院長裁定)

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せ（令和元年6月5日病院長裁定）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
第2関係 副病院長の担当職務は、次のとおりとする。 (1) 外来・<u>医療機関連携、医療機器</u> (2) 多職種連携・<u>P F M</u> (3) <u>事故防止、評価、臨床研究</u> (4) <u>経営・企画、国際</u> (5) <u>患者サービス、ボランティア</u> (略) <u>附 則</u> <u>この申合せは、令和7年7月30日から施行し、令和7年7月1日から適用する。</u> 【改正理由】 旭川医科大学病院の副病院長の担当職務の範囲を見直し、もって旭川医科大学病院の円滑な管理運営を図るものである。	第2関係 副病院長の担当職務は、次のとおりとする。 (1) 外来、<u>入退院</u> (2) 多職種連携 (3) <u>病院経営、医療機器</u> (4) <u>事故防止</u> (5) <u>安全問題、患者サービス、ボランティア</u> (略)